「奈良市人権教育推進についての指針」

人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となった。人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であるとの認識のもと、私たちは人権という普遍的文化が確立した社会を実現するために不断の努力をしていかなければならない。

奈良市における人権教育は、同和教育として「奈良市同和教育推進についての指針」の理念や「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」に基づき、差別の現実を直視することを通して部落問題を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力をもった人間の育成を目指して積極的に取り組んできた。これらの取組は、部落問題だけでなく、さまざまな人権問題についての理解と認識を深める教育として展開され、人権を守り差別を許さない意識を高めるうえで大きな役割を果たしてきた。

しかし、それらの取組にもかかわらず、今なお同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題が存在している。また、生活環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、インターネットの匿名性を悪用した陰湿な差別事象、子どもや高齢者を狙った凶悪な犯罪など、今日的な人権問題が生じており、安全に、安心して暮らすことができる社会とは言い難い深刻な状況も見受けられる。

すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人一人の人権意識の高揚を図ることが不可欠である。そのため、人権教育・啓発の取組は自尊感情を高め、社会規範を育むとともに、法の下の平等、個人の尊重といった「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権問題の解決といった「個別的な視点からのアプローチ」を効果的に組み合わせ、学習が知的理解にとどまらず豊かな人権感覚や実践的態度を培う内容となるように工夫しなければならない。また、これらの学習は生涯にわたって、学校・家庭・地域・職場等のあらゆる場やあらゆる機会において計画的、総合的に展開していかなければならない。

奈良市教育委員会においては、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約等の精神に則り、人間尊重の精神に徹し、他の人と共によりよく生きようとする人間を育成するため、次の事項に留意し、人権教育を推進するものとする。

- 1. 学校教育においては、幼児児童生徒が権利の主体であることを基本に据え、一人一人の尊厳と最善の利益の確保を最優先して教育を進めること。
- (1) すべての教育活動の基盤に人権の視点を位置づけ、幼児児童生徒の発達段階や地域の実情を十分考慮しながら、教育内容を創造し、具体的実践を通して一人一人の人権意識の確立に努めること。
- (2)「教育を受けること」そのものが人間にとって大切な人権であるとの認識のもと、幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばすよう努めること。
- (3)「権利と義務」、「自由と責任」についての認識を深めるとともに確かな規範意識を育み、差別や人権侵害を許さない幼児児童生徒の育成に努めること。
- (4) 教職員の感性や姿勢そのものが人権教育を推進するうえで何よりも重要であることを十分認識し、研鑽 に努めること。
- 2. 社会教育においては、学校教育との連携のもと、生涯にわたる学習としてすべての人々が、人権尊重の精神を理解し、身につけ、行動できるよう多様な学習機会や効果的な手法による教育・啓発活動を推進すること。
- (1) 日々の暮らしの中にあるさまざまな人権問題を他人事ではなく自分の問題として主体的に取り組めるよう、多様な学習機会の提供に努めること。
- (2) 積極的に自主的・組織的教育活動に取り組んでいる関係機関や諸団体との連携と協働を図り、あらゆる人権問題の解決に努めること。
- (3) 社会を構成する基本単位である家庭において、人権を大切にする心を醸成することが重要であることから、その教育力を高めるため家庭・地域・学校が相互に連携を図れるよう努めること。
- (4) 人権教育を推進していくためには、職員の資質向上が重要であることを認識し、研鑽に努めること。

本指針実施にあたっては、学校教育、社会教育のあらゆる場面を通して、人権という普遍的文化を構築し、人間の優しさと尊厳が大切にされ、自分らしく生きることができる社会の実現を期するものである。

平成19年3月

奈良市教育委員会